別表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯の階層区分 | | | | 費用徴収月額 | 費用徴収加算  月額 |
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | | | 0円 | 0円 |
| B | 当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除く。) | | | 2,600円 | 260円 |
| C | 前年分の所得税非課税世帯であり、かつ、当該年度分の市町村民税課税世帯である世帯 | | 市町村民税の均等割のみの課税世帯 | 5,400円 | 540円 |
| 市町村民税所得割課税世帯 | 7,900円 | 790円 |
| D | 前年分の所得税課税世帯(A階層又はB階層に属する世帯を  除く。) | 所得税額 | 15,000円以下 | 10,800円 | 1,080円 |
| 15,001円以上  40,000円以下 | 16,200円 | 1,620円 |
| 40,001円以上  70,000円以下 | 22,400円 | 2,240円 |
| 70,001円以上  183,000円以下 | 34,800円 | 3,480円 |
| 183,001円以上  403,000円以下 | 49,400円 | 4,940円 |
| 403,001円以上  703,000円以下 | 65,000円 | 6,500円 |
| 703,001円以上  1,078,000円以下 | 82,400円 | 8,240円 |
| 1,078,001円以上  1,632,000円以下 | 102,000円 | 10,200円 |
| 1,632,001円以上  2,303,000円以下 | 123,400円 | 12,340円 |
| 2,303,001円以上  3,117,000円以下 | 147,000円 | 14,700円 |
| 3,117,001円以上  4,173,000円以下 | 172,500円 | 17,250円 |
| 4,173,001円以上  5,334,000円以下 | 199,900円 | 19,990円 |
| 5,334,001円以上  6,674,000円以下 | 229,400円 | 22,940円 |
| 6,674,001円以上 | 全額 | 左の費用徴収基準月額の10パーセント。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円。 |

（備考）

1　費用徴収額の月額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じた費用徴収月額とする。ただし、養育医療の

給付を受ける児童の一の月における入院日数がその月の日数に満たない場合の費用徴収月額は、当該月額に当該

児童の当該入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（当該月に１円未満の端数が生じた場合に

あっては、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 納入義務者の属する世帯において２人以上の児童が同時に養育医療の給付を受ける場合にあっては、当該世帯の

階層区分に応じた費用徴収月額に当該児童のうち当該月の入院日数が最も多い児童（該当児童が複数いる場合に

は、そのうちの１人の児童とする。）の入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（当該額に１円

未満の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てた額）に、当該児童以外の児童それぞれについて当該

世帯の階層区分に応じた費用徴収加算月額に当該月の入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（当該額に１円未満の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てた額）を合算した額を加算した額とする。